

韮崎駅前イベント広場の利用方法について

イベント広場は、マルシェ、フリーマーケットなど幅広い用途で、市内外を問わず企業、個人、団体など幅広い方にご利用いただけます。

イベント利用について

使用可能な時間

7時から22時まで（終日利用の場合）

【午前利用】7時から13時まで、【午後利用】13時から19時まで、【夜間利用】19時～22時まで
※上記の時間に準備・片付けの時間も含まれます。

使用許可回数

一月あたり4回（4日）まで ※連続しての利用は4日までです。

利用可能な区画

利用可能面積：約340㎡／電源（分電盤）あり ※電源が利用できない場合があるので事前にご確認ください。



※ 視覚障がい者誘導用ブロック（黄色板）の上はふさがない。
※ 駅前広場の利用者の動線は確保すること。

使用料について

【イベント広場使用料】

※市外の申請者の場合、イベント広場のみ2倍の金額になります。

区分	使用可能な時間帯	使用料
一般利用（商用以外）	終日（7時から22時まで）	無償
商用利用 ※物販、飲食の販売、入場料の徴収等を伴う場合	終日（7時から22時まで）	3,300円/1回
	午前（7時から13時まで）	1,320円/1回
	午後（13時から19時まで）	1,320円/1回
	夜間（19時から22時まで）	660円/1回

【電気使用料】

区分	使用可能な時間帯	電気使用料
電源を利用する場合 ※一般・商用利用問わず	終日（7時から22時まで）	1,650円/1回
	午前（7時から13時まで）	660円/1回
	午後（13時から19時まで）	660円/1回
	夜間（19時から22時まで）	330円/1回

【問い合わせ先】

韮崎市 産業観光課 商工観光担当 0551-22-1111（代表番号）内線215

菰崎駅前イベント広場の申請から使用まで

①事前相談

- ・ イベントの概要をご説明ください。
 - ・ 電話で希望日が使用できるか確認してください。
 - ・ 不明点等があれば、ご相談ください。
- ※ 広場内に乗入れが可能な車両は「軽自動車」のみです。

②申請書類提出

- ・ 菰崎市産業観光課商工観光担当窓口へ下記の申請書をご提出ください。
 - ・ 申請書は、**使用日の3カ月前から5営業日前まで**にご提出ください。
- (1) 菰崎駅前広場使用許可申請書
(2) 事業概要が分かる書類（計画書又はチラシ等）
(3) （仮設で工作物を設置する場合）配置が分かる図面又は位置図 等
- ※ 申請書は市ホームページからダウンロードできます。

③使用料の納付

- ・ 申請に問題がなければ、納付書を発行します。
- ・ 発行した納付書にて金融機関等で使用料を**前納**ください。

④許可書・鍵

- ・ 使用料の納付確認後、許可書は「郵送」又は「窓口」で受渡します。
- ・ 「電源」を利用する場合、**分電盤の鍵を使用日の5営業日前から貸出**するので、商工観光担当窓口にお越しください。

⑤使用・使用後

- ・ 使用当日は、許可書を携帯してください。
- ・ 分電盤の鍵は、**翌開庁日**に商工観光担当窓口にご返却ください。
- ・ 施設の破損・汚損や苦情・トラブルがあった場合、ご報告ください。

その他

- ① 初回利用時、現地説明が可能なので事前にご相談ください。
- ② 申請はメールでも可能です。ただし、初めて利用される方は必ず来庁いただき、使用に関する説明を受けてください。
- ③ 関係者駐車場はありませんので、市民駐車場をご利用ください。

【問い合わせ先】 菰崎市 産業観光課 商工観光担当 0551-22-1111（内線）215
【メールアドレス】 sangyou@city.nirasaki.lg.jp
【ホームページ】 右記のQRコードからご確認ください。

